

令和7年度「中小企業実態調査（中小企業支援機関における支援人材育成に関する調査）事業」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和7年9月17日

概要

令和7年度「中小企業実態調査（中小企業支援機関における支援人材育成に関する調査）事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容

下記、仕様書（案）のとおり

資料提供依頼・意見募集期間

令和7年9月17日（水）～令和7年9月24日（水）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施のための人員体制
2. 事業実施に要する参考見積
3. 事業実施案に対する意見

その他

- ・ 本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・ 資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・ 提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・ 提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・ 本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 総務企画部 中小企業政策調査課

担当：作野、浜田、田中

電話：06-6966-6057

E-MAIL：bzl-kin-chushokigyoseisaku@meti.go.jp

※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性もございます。

仕様書（案）

1. 件名

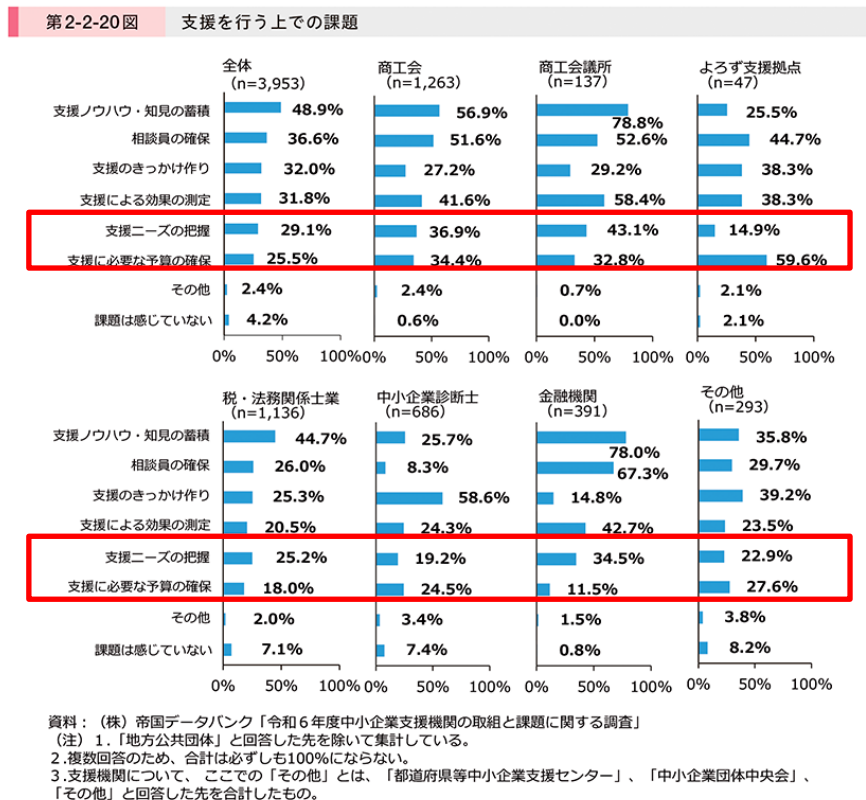
令和7年度「中小企業実態調査（中小企業支援機関における支援人材育成に関する調査）事業」

2. 事業の背景・目的

厳しい経営環境下において、中小企業が乗り越えるべき様々な課題に直面するなか、中小企業を支える支援機関¹の役割は一層重要となっている。

近畿経済産業局では、令和6年度に「[中小企業の飛躍的成長に向けた効果的な支援体系整理・構築等の検証に関する調査](#)」²を実施。課題解決に向けた支援ツールを提供するだけでなく、経営状況や現場行程の可視化等を通じて、企業における適切な現状分析や本質的な経営課題の特定を促す支援（例：経営力再構築型伴走支援等）の有効性や、支援機関・支援者としてこうした支援を実践していくためには、知識・スキル（形式知）だけでなく、経験値・信頼（暗黙知）も含めた能力の獲得が不可欠であることが示唆された。

一方で、支援機関は、支援を行う上での課題として、「支援ノウハウ・知見の蓄積」「相談員の確保」等を感じていることがわかっている。³



¹ 本調査において「支援機関」とは、市町村の産業部門（中小企業支援担当）、都道府県もしくは市町村の外郭団体（中小企業支援センター等）、商工会、商工会議所、中小企業を顧客とする金融機関を想定している。

² 令和6年度「中小企業の飛躍的成長に向けた効果的な支援体系整理・構築等の検証に関する調査」

https://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/seichoshiko/R6fy/R6fy_report.pdf

³ 2025年度版 小規模企業白書

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/PDF/shokibo/04sHakusho_part2_chap2_web.pdf

支援現場においては、こうした支援や支援者のスキルアップの重要性は理解されるものの、組織内における人材不足や、育成に時間がかかることも相まって、人材育成に課題が残る状況。

なお、当局では、管内の支援機関から具体的に次のような声を聞いているところ。

- ・企業からの相談に1人で対応する場合も多く、内部事務にも追われ、支援者の余力が無い。
- ・コーディネーターは、単年度契約かつ企業定年後のOB人材も多いことから、継続的に支援業務に従事できる期間が限られており、じっくりと企業に向き合い、中長期的な視点で本質的な支援を行うのが難しい。
- ・プロパー職員＝組織内事務、企業とのフロント＝コーディネーターと、支援機関内部での分担が分かれてしまっている状況。本来は組織に長くいるプロパー職員が、支援先企業と接する機会を増やすべきなのかもしれないが、なかなか出ていない。（想定される理由として、職員による前さばきの必要性があまり浸透していない、公的機関特有の人事異動のサイクルが早い等）

そこで、本事業では、支援機関における組織・人事体系や業務体系、また、研修等の人材育成に関する取組状況などの現状を把握するとともに、支援人材育成についての各機関のスタンスや課題感等について調査を実施する。その結果をもとに、支援現場の構造的な課題の解決や支援人材育成のために有効と考えられる方策等について検討することを目的とする。

3. 事業内容および事業実施方法

(1) 支援機関の実態把握調査

① 調査の対象

当局管内の支援機関のうち、以下の属性から当局と協議の上で8カ所程度を選定する。

- ・市町村の産業部門（中小企業支援担当）
- ・都道府県もしくは市町村の外郭団体（都道府県等中小企業支援センター等）
- ・商工会、商工会議所
- ・中小企業を顧客とする金融機関

② 調査の内容

- ・組織概要、組織体制
- ・人事体系（雇用形態、人事異動のサイクル、関係支援機関からの出向の有無、外部専門家の雇用状況、採用プロセス等）
- ・業務体系（部門や職種による業務分担、外部人材の活用状況、実施する業務の性質、組織内での裁量の有無等）
- ・人材育成に関する方針、取組状況（研修、組織内におけるノウハウ共有の仕組み、外部機関との交流、資格取得支援等）
- ・人材育成に関する課題
- ・その他、実態把握のために必要な項目

③ 調査の方法等

主にヒアリングにより実施することを想定しているが、受託者からの効果的な調査方法の提案を妨げない。また、ヒアリングにあたっては、オンラインを活用することも可能とする。

(2) 支援機関等における人材育成に係る優良事例調査

① 調査の対象

以下に該当する事例から当局と協議の上で6事例程度を選定する。なお、対象は当局管内の事例に限らない。

- ・支援機関において独自に行っている人材育成に資する取組で、効果を得ている事例
- ・支援機関以外の団体（民間団体等）において行っている人材育成に資する取組で、支援機関における人材育成に横展開した際に効果が高いと考えられる事例
- ・その他、支援機関における人材育成の方策を検討するために参考になると考えられる事例

② 調査の内容

- ・取組を実施している機関の概要
- ・取組の内容、実施体制
- ・取組を行った背景、きっかけ、実施に至る過程
- ・取組の効果
- ・その他、事例分析に必要な項目

③ 調査の方法等

主にヒアリングにより実施することを想定しているが、受託者からの効果的な調査方法の提案を妨げない。また、ヒアリングにあたっては、オンラインを活用することも可能とする。

（３） 有識者等への意見聴取

① 聴取の対象

以下に該当する知見のある人物を当局と協議の上で６名程度選定する。なお、対象は当局管内に在勤・在住である人物に限らない。

- ・中小企業の支援現場や実務、支援機関の状況に関する知見
- ・組織運営、組織開発等に関する知見
- ・人材開発、人材育成プログラムの設計等に関する知見
- ・その他、支援機関における人材育成の方策を検討するために参考になると考えられる知見

② 聴取の内容

（１）（２）で得た調査結果を提示した上で、専門的見地から、以下の内容について意見を聴取する。

- ・支援機関の人材育成に関する課題や実態等についての評価や考察
- ・上記の課題解決や支援機関の人材育成に資する新たな取組等に関する提案や助言
- ・その他、支援機関における人材育成の方策を検討するために参考になると考えられる意見

③ 聴取の方法等

主にヒアリングにより実施することを想定しているが、受託者からの効果的な聴取方法の提案を妨げない。また、ヒアリングにあたっては、オンラインを活用することも可能とする。

（４） 検討会の開催

① 開催の目的

（１）～（３）において得た情報を検討材料とし、支援機関における人材育成の課題解決や支援人材育成のために有効と考えられる方策等について検討することを目的とする。具体的な議題は当局と協議の上設定することとする。

② 検討会のメンバー構成

（１）～（３）の調査でヒアリングを行った者のうち、本検討会の趣旨に特に合致し、キーパーソンとなる人物を当局と協議の上で６名程度選定する。

③ 開催の回数

令和８年３月までの間に１回開催する。

④ 開催場所

当局（大阪合同庁舎 1 号館内）の会議室にて実施する。

⑤ 事務手続き等

検討会の開催にあたっては、メンバーとの日程調整、事務連絡、会場準備、交通費・謝金の支払手続き、議事録作成等の運営に必要な事務一式を行うこと。なお、当日の資料は当局と協議の上作成することとする。

（５） 調査報告書の作成

（１）～（４）の内容を踏まえ、調査報告書を作成する。本報告書は、支援機関が今後の支援人材育成に取り組む際に参考にできる資料となることを期待する。

報告書案については事業完了の 14 日前までに担当部局へ提出し、内容の確認を受けること。また、修正が必要と判断された場合は、事業完了 7 日前までに修正版の報告書案を担当部局へ提出し、再度の確認を受けること。

4. 事業実施期間

委託契約日から令和 8 年 3 月 27 日まで

5. その他

- ・本調査の遂行にあたっては当局担当課と連絡を密に取ることとし、疑義が生じた場合は当局担当者と協議し、その指示に従うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、当局担当課と協議を行い、事前に確認を行ってから適切な作業に臨むこと。

以上